

五島をつなぐ ～支庁の窓～ No.54

皆さんは、伊豆諸島の海に漁業権が設定されており、漁業者以外の方がイセエビやサザエなど、漁業権の対象となる水産動植物を採ってはいけないことをご存知だと思います。

この漁業権とはどういうものか？少し詳しくお知らせします。

漁業権とは、特定の水面（各島や岩礁から1～2 km以内の海域）において特定の漁業を排他的に営む権利で、知事が水面ごとに地元の漁業協同組合に免許しており、その漁業協同組合の組合員（漁業者）のみが漁業権を行使する権利を有しています。

大島支庁管内の各島では、第1種と第2種の共同漁業権が免許されています。

第1種共同漁業とは「いせえび」や「さざえ」、「てんぐさ」など定着性の水産動植物を採捕する漁業、第2種共同漁業とは「たかべ^{さしあみ}刺網」や「いそ^{うおそこさしあみ}魚底刺網」のように^{あみぎよぐ}網漁具を移動しないよう^{ふせつ}敷設して魚を採る漁業です。

主な漁業権対象種は、「いせえび、とこぶし、さざえ、あわび、くぼがい（メッカリ）、ばていら（シッタカ）、てんぐさ、いわのり、はばのり（ハンバ）、とさかのり」があります。また、「ひろせがい、ひじき、ひろめ、なまこ」が対象種に入っている島もあります。

詳細については大島支庁産業課水産担当（04992-2-4431）までお問い合わせください。